

# 医療ガス容器点検キャンペーンを定着させよう ～医療ガス容器保安対策指針の推進～

2021年9月1日  
JIMGA 医療ガス部門

## 医療ガス容器保安対策指針の目的は？

医療ガス容器にかかわる全ての者が、高圧ガス保安法や医薬品医療機器法等を遵守し、更に、医療ガスの適正管理や安全に消費を行うための自主的な活動を促進することによって、医療ガスによる事故および医療ガス容器の放置を防止する。

## 医療ガス容器保安対策指針の目指すところは？

各都道府県の容器管理指針とともに医療ガス容器保安対策指針を活用し、容器の早期返却を促しながら容器の安全な取扱いの啓発、そして「容器は \*貸与」であることをお客様にご理解いただいた上で医療ガス容器貸借契約の締結を推進します。

\*）容器を医療機関等が所有している場合は容器貸借契約の締結は関係ありませんが、容器の安全な取扱いの啓発については同様の取組みをお願いします。

## 具体的な行動は？

### 1. 容器管理の徹底

お客様に定められた期間で容器返却を求めるためには、更なる容器の履歴管理が必要です。

- 容器管理システムによる履歴管理を徹底してください。
- お客様にも容器の納入月や返却タイミングが一目でわかる「納入月ラベル」の貼付を推進します。お客様にとっては容器の先入れ先出しが容易になります。

### 2. 容器点検キャンペーンの推進

1年に1回、容器の一斉点検キャンペーンを展開し JIMGA 全体の取組みとして定着させていきます。

- 「高圧ガス容器特別回収月間（毎年10月）」および厚生労働省が主催する「医療安全推進週間（毎年11月下旬）」と連携し、医療ガス容器用のポスターを作成・配布し、容器点検キャンペーンを推進します。
- 医療ガス安全管理委員会に協力を仰ぎ、キャンペーン期間中に容器の一斉点検を行い、容器の保管状況の確認、調整器やバルブの不具合等事故誘因容器や長期停滞容器の発見（把握）を行ってください。また、併せて容器の安全講習会等を開催し容器の安全な取扱い方法を啓発してください。

## 厚労省医政局長通知「医療ガスの安全管理」には？

別添 4.職員研修指針で医療ガスボンベの安全管理に関する留意点が示され、特に「ボンベの長期留置又は放置による事故の発生を防止するため、医療ガス納入業者と協議の上、納入時期を明示するなどして定期的にボンベの点検及び管理を行うこと。」と記載されています。

以下の会員向け啓発ポスター(A2)を製作しました。

JIMGA ウェブサイト上に本ポスターの PDF 版を掲載しましたので、医療機関への案内チラシとしてご活用ください。

★医療ガス点検キャンペーンポスター(下記)

[https://www.jimga.or.jp/files/page/business/iryoanzen/KSM\\_20210901-10.pdf](https://www.jimga.or.jp/files/page/business/iryoanzen/KSM_20210901-10.pdf)

または、JIMGA ウェブサイト(<https://www.jimga.or.jp>)のお知らせに掲載いたします。

**ストップ!**  
**空ボンベの誤使用**  
**ボンベの放置**

**医療ガス容器**  
**点検キャンペーン**

2021年**10/1**(金) ▶ **11/30**(火)まで

**容器の一斉点検**

- 容器の保管状況の確認  
(転倒防止装置、充空及び異種容器の区別等)
- 調整器やバルブの不具合等、事故誘因容器の確認
- 長期停滞容器の発見または把握

Check!!  
Check!!

**職員研修のサポート**

- 医療ガス安全管理委員会が行う院内講習会をサポートし、  
容器の安全な取扱方法の啓発を推進

ボンベの長期留置又は放置による事故の発生及び空ボンベの誤使用を防止するため、医療ガス納入業者と協議の上、納入時期を明示するなどして定期的にボンベの点検及び管理を行うこと。

令和2年8月17日付け医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知「医療ガスの安全管理について」における「別添4. 医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」の医療ガスボンベの安全管理に関する留意点

監修 日本医療ガス学会

推進団体 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会